

13時36分休憩

13時40分開議

○委員長（小平奈緒） 休憩前に引き続き会議を開きます。

海老川上流地区のまちづくりについてを議題とします。

このことから理事者の報告を求めます。

○都市政策課長 それでは、海老川上流地区のまちづくりについてご説明……ご報告いたします。

お手元の建設委員会資料、都市計画部の建設委員会資料の3ページ、ご覧ください。

海老川上流地区土地区画整理事業につきましては、土地区画整理法第14条第1項の規定に基づきまして、令和3年9月16日付で海老川上流地区土地区画整理組合の設立認可申請がありまして、事業計画書が提出されました。それにつきまして、ごほう……ご報告させていただきます。

次のページ、4ページからは事業計画書になりまして、ここからのページは事業計画書のページになりますので、そのページでご報告させていただきます。

まず1ページ。1枚おめくりいただいて、1ページをご覧くださいと思います。

1ページから4ページまでにつきましては、この地区の現況について記載されてございます。

1ページの第1は、名称等でございます。

第2につきまして、施行地区でございます。

施行地区の位置につきましては、船橋市のほぼ中央部、船橋駅から北東方向約1.5キロに位置し、地区面積は約42.3ヘクタールであるとして書いてございます。

地区内のほぼ中央に都市計画道路3・4・25宮本かま……古和釜町線が縦断しているところが……横断しているところでございます。

この施行地区の区域につきましては、住所でいきますと千葉県船橋市高根町、東町、米ヶ崎町、飯山満町1丁目、夏見5丁目及び夏見7丁目の各一部となっております。

次に、第3といたしまして、設計の概要が記載さ

れてございます。

土地区画整理事業の目的といたしましては、本地区は令和8年度の東葉高速鉄道の新駅開業と同時期に開院を予定している船橋市立医療センターの移転先にもなっております。本事業は、ふなばしメディカルタウン構想のコンセプトに基づく計画的なまちづくりを実施し、自然と……自然との調和や災害対策にも配慮した良好な市街地を形成する……形成を図ることを目的としております。

施行地区内の土地の現況でございますが、この地区は昭和30年代に農業環境整備を目的に土地改良事業が実施されましたが、現在は休耕地が目立ち、資材置場や作業場が点在しているほか、幹線道路沿いには沿道サービス施設が立地している状況でございます。

本地区の人口については、きょ……住居となっている建物は1戸ございますけれども、現在お住まいになっていらっしゃる人口ゼロという形でございます。

続きまして、2ページにつきまして、2ページの一番上でございますが、土地の利用状況でございます。

現在の公共用地は、この土地の面積の26.8%が公共用地となっております。

その次、街路及び宅地の状況でございますが、本地区の街路は地区内のほぼ中央を東西に走る都市計画道路3・4・25宮本古和釜町線が幅16メートルのほかは4メートル前後の小さな幅の農道が主体となっているところでございます。

本地区の宅地は、都市計画道路3・4・25号線沿いに沿道サービス施設が見られるほかは資材置場等が点在しているという状況です。

2ページ、そのほか、上水道、下水道、ガス、通信……電気・通信などが記載されているところでございます。

続きまして、ページをおめくりいただき、3ページご覧ください。

3ページの上から、片仮名で書いてございますが、その3つ目（ル）地価でございます。

これは市街化区域への編入の決定後の区画整理

前の地価でございますが、地区平均で1平方メートル当たり7万3500円でございます。

そのほか、この3ページ、4ページにつきましては、土地利用計画、人口計画、道路、公園、排水計画などが記載されているところでございます。

続きまして、5ページをご覧くださいと思います。

5ページの表でございますが、これは土地区画整理の施行前後の地積、面積の対照を……対照表となっているところでございます。

公共用地でございますが、現在先ほどご説明いたしました26.87%ですが……ごめんなさい、26.78%でございますが、区画整理が終了後は40.3%、面積にいたしますと約5万7000平方メートル増加する計画となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

6ページは減歩率の計算表と保留地の予定地積が表で表されてございます。

まず減歩率の計算表でございますが、この表の一番右手になりますが……右手から2つ目になりますが、公共減歩率が18.47%となっております。これに保留地減歩率をプラスいたしまして、合算の減歩率といたしまして43.41%でございます。これは今までご説明さしあげてのとは変わりございません。

続きまして、その下の表、保留地の予定地積でございます。保留地の予定地積につきましては、この表の右から3番目に書いてございますが、7万7190平方メートルでございます。整理後……区画整理後の1平方メートル当たりの予定価格といたしましては、平均で1平方メートル当たり14万8200円となっております。

7ページから11ページにつきましては、公共施設整備改善の方針といたしまして、道路や公園、調整池の整備についてや、上下水道、ガスについて記載されているものでございます。

続きまして、11ページまでちょっと飛んでいただければと思います。

11ページの真ん中の辺りなんですけれども、第4といたしまして、事業施行期間が記載されてござ

います。

事業施行期間は、組合設立認可の公告の日から令和15年3月31日までとなっております。組合設立認可の公告の日というのは、現在令和4年2月末を目途としてございます。

続きまして、その下、第5、資金計画書でございます。

資金計画書につきましては、収入と支出がでございます。

まず、収入でございます。収入につきましては、この表の一番下、合計で約192億円。これは今までとこれも変わってございませんが、192億円となっております。このうち、市の負担額につきましては、この表のまず一番上の段、社会資本整備総合交付金となっております。これは道路部分でございますが、このきん……金額32億4700万円の、これの市の負担額といたしましては、これの4分の1、約8億1000万円でございます。

続きまして、市の負担といたしましては、上から3つ目、市助成金、これが44億5100万円。その下の市負担金、これは飯山満川の仮移設費といたしまして3億3000万円。合計で約192億円となっているところでございます。（発言する者あり）市のふ……ごめんなさい。市の負担が56億円となっております。これも今までと変わらないものでございます。失礼いたしました。

続きまして、13ページ、ご覧いただければと思います。

13ページは支出でございます。

この支出につきましては、公共施設の整備費ですとか上下水道、ガスの整備費、あと経費等を記載してございまして、合計で収入と同額の約192億円というふうになってございます。

続きまして、14ページでございます。

14ページは、この収入と支出の年度割の資金計画を表しているものでございます。

この表につきましては、現時点での予定でありまして、事業の進捗により変更となることも想定されております。

16ページ以降は、参考図書といたしまして図面

が……各種図面が添付されてございます。

図面の中、ご説明いたします。3枚めくったところに設計図という図面がございます。道路など着色された図面でございます。ご覧いただければと思います。これにつきましては、それぞれのものを着色で分けているものでございまして、この中であお……青い枠で着色されているのが川、水色で着色されているのが調整池、黄色で着色されているものが都市計画道路。これは図面の一番右手に縦方向にございますのが都市計画道路3・1・3号線。これは船橋安孫子線ですね。通称船取線と呼ばれてる道路でございます。

あと、真ん中、左右に通っている道路、これが3・4・25号線。また、この3・4・25号線に交差して右斜め下から左斜め上に向かっている道路、これが3・3・8号線でございます。

その他、グレーで表されているのが東葉高速鉄道ですが、この東葉高速鉄道の下側に駅前広場がございまして、それをつなぐように予定線といたしまして1号線、2号線がございます。

また、その他の道路につきましては、このピンク色で表されているもの、これが街区道路、区画道路になってございます。また、緑色の道路が歩行者専用道路という形になっております。

黄緑色で囲われてる部分は公園という形になってございます。

事業計画書のご説明は以上になりますが、法定の手續といたしまして、令和3年9月16日に提出されたこの事業計画につきまして、土地区画整理法第20条第1項の規定により、令和3年10月1日から令和3年10月15日までの2週間、縦覧を行いました。縦覧者は6名おりまして、意見書が1通提出されております。

ご説明につきましては、以上でございます。

○委員長（小平奈緒） お聞きのとおりであります。

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。

○松崎さち委員 縦覧されて、6名の方から意見があったということなんですけども、どんなような意見だったんでしょうか。

○都市政策課長 縦覧者が6名、要はご覧になられた

方が6名で、意見書が1通提出されたというところでございます。

この内容につきましては、意見書が1通ということで、内容をお伝えする……いたしますと、意見書を提出された方が特定されてしまうおそれがございますので、公表は控えさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○松崎さち委員 2月の末が組合設立認可の公告の日とし……ってことで、めどになっているっていうことで、そうすると、3月、4月からもう工事が始まるっていうことなのか。工事っていうか、何かしら着工されてくっていう。さっき伺ったような気がしますけど、ちょっと確認で。

○都市政策課長 2月末の組合設立を目途として現在進めているところでございまして、まだ工事、いつからというところははっきりとしてないんですけども、まず初めに、これは法律で組合設立から1か月以内に設立総会を開催しなくてはならないという形になってございますので、まずはそこから入っていくと考えられます。

以上でございます。

○松崎さち委員 1か月以内に設立総会ってというのが開かれて、その後どういうふうな動きになっていくのか、ちょっと伺いたいんですけども。

○都市政策課長 設立総会、あとはそのほかですね、この組合設立に当たって決めなくてはいけない定款、あとはその、あれですね、規則とかそういうところを決めていく形になります。それと同時に、工事についての準備も同時並行で進めていくというふうと考えられます。

以上でございます。

○松崎さち委員 たしか同意率が面積割、あと地権者の人数割りでも9割ぐらいだったというふうに記憶してるんですけども、地権者全体で200人いらっしゃる……約200人っていうことだったんですが、そうすると20人ぐらいの方が今でも反対されてらっしゃるってことですね。

それで、組合が設立されていくと一気に進められていくだろうと思うんですけども、反対されてる方

ってというのはそれなりに理由があると思うんです。それはもう把握されてるんですか。皆さんがどういうふうに反対されてるか。

○都市政策課長 反対者の……反対者といいますか、同意を得られてないという方が約1割いらっしゃるという形なんですけれども、そのところ詳細な理由というところは、私どもちょっと聞いてないところではございます。

○松崎さち委員 詳細な理由を聞かなくていいんですか。住民の福祉増進が自治体の役割なのに、聞かなくていいんですか。財産権を侵害するわけですけども。

○都市政策課長 この事業計画が提出されている中で、それぞれ皆さんの同意……同意書というのが添付されているところ……写しが提出されているところではございまして、その中に……ごめんなさい、ちょっと記憶が、ごめんなさい、理解してないところあるんですけれども、要は同意されてない方の理由とかも書いてあったかと思いますが、私ども、組合施行という形になっておりますので、組合の中で、それを、同意というのを今後も取っていくという形になっているので、ちょっと詳細なところは把握できてないというところではございます。

○松崎さち委員 そんないいかげんなことでいいんですか。

計画に同意書……不同意の理由が書かれてたような気がするとかね、それぞれ土地利用されてる方々にとっては、まちづくり云々より自分の人生があるんですよね。これを一気に変えてしまうわけなんですよ、区画整理っていうのは、3分の2が法的に同意してればやれてしまうっていうね、そういう法律がそもそもよくないんですけど、でも、それ……そんないいかげんな姿勢で本当にいいんですかね。全然把握してないっていう。

○都市計画部長 決してそんないいかげんな姿勢というつもりはございません。同意なさってらっしゃらない方は、それなりの当然に理由があると思いますが、それを私どもが、それを先にこう情報を収集するのではなくて、組合のほうで一つ一つ丁寧に、この事業のためにまだ同意を得られてない方たちと

いろいろお話をして事業を進めたいと思ってますので、私どもが今その……この時点で誰がどういう理由で反対してるっていうのはまだ把握していないということでございます。

○松崎さち委員 そもそもですね、医療センター移設するとか駅造るとかっていう仕掛けがなかったら、これ、進まなかったんですよ。だから、船橋市が推進役なんです、これは。船橋市が推進してなかったら、この区画整理、今まで2回も頓挫してるから進まなかったであろうに、今強力にやってる。こうやって押しすす……あのね、後押ししてるから一気に進もうとしてるんですよ。なのに、私たちが情報収集に当たる必要はないっていうのは、それは道義的にどうなんですかね。

○都市計画部長 当たる必要がないと言ってるのではなくて、まず第一義的に組合のほうで、はнтаい……要は賛成なさってない地権者さんたちといういろいろ膝詰めで交渉していく中で事業を進めていくということではございます。

なので、そのまだ補償とかそういう段階でないところで私どもがどこどこが何々で反対してるというのを積極的に取りに行っていないということではございます。

○松崎さち委員 その、何ていうんですかね、以前頂いた資料で組合員から選出された総代の過半数が出席すれば成立する総代会の過半で仮換地指定が決議可能っていうことですね。仮換地指定っていうのはどういうものですか。ちょっと改めて伺います。

○都市政策課長 仮換地指定というものにつきまして、それぞれ地権者の方がお持ちの土地というのをですね、減歩して、要はその位置……それぞれの位置に決定するという、そういう行政処分でございます。

○都市計画部長 もしちょっと正式にお答えをさせていただくのであれば、ちょっと暫時休憩させていただきたいんですけど。

ちょっと法律の処分の問題なので、間違った答えを言うわけにはいきませんので。

○委員長（小平奈緒） 分かりました。
では、暫時休憩いたします。

14時01分休憩

14時05分開議

○委員長（小平奈緒） では、再開いたします。

○都市政策課長 仮換地……仮換地指定とは一般的にどういうものかというところございまして、仮換地指定というのは、将来換地とされる土地の位置や範囲を指定するものというところでございます。

先ほど私お話しさしあげたそれぞれの地権者さんの土地というところですね、その位置とか面積とかそういうところを決めるもの、それが仮換地指定という形になってございます。

以上でございます。

○松崎さち委員 区画整理っていいですよと、誰でもいい場所が……いい場所を選びたいと思うのが人情だと思いますけど、地権者全体のことで、自分の土地がどこに行くか分からないという状況なんですよ。換地ってことで。

それで、この総代会っていうのが、そう……過半数が出席すれば成立する総代会の過半数で決議可能。人の財産を動かすっていうね、本当に大きなことなんですよけれども、しかしこれを、このことについて書かれてると思うんですよ。組合員から選出された総代の過半数。この総代会っていうのは地権者200人のうちどれぐらいの人数で結成されるものなんですか。

○都市政策課長 これはですね、土地……土地区画整理法の第38条の総代会というのが記載されてございまして、100人……組合員が100人を超える場合は設けることができるというふうに規定されているものでございます。

今、この、現在予定しているところだと、25名を総代予定しているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○松崎さち委員 そうすると、25人の過半数が出席すれば総代会が成立する。25人の過半数なので、13人で成立するってことですかね。出席が。組合員のうち13人が出席すれば、この総代会、成立するってことですか。

○都市政策課長 はい、そのとおりでございます。

○松崎さち委員 さらに、この、その成立した総代会の過半数で決議可能ってことですから、13人の過半数っていうと7人ですよ。7人が賛成すれば、換地……自分の土地がどこへ行くか。それぞれのこの地権者の人の土地がどこに行くか、どれぐらいの面積になるかっていうのが全部決まっちゃうってことなんですか。たった7人の賛成で。

○都市政策課長 法的にはそういうふうになってます。

○松崎さち委員 本当にそのたった7人でもう全部決まってしまうってことなんですよけれども、にもかかわらず、20人も反対者がいるのに、それを一つ一つ全く把握していないっていうのは非常に問題があるんじゃないんですかね。把握すべきじゃないですか。

○都市政策課長 先ほど部長のほうからもありましたとおり、今はこの組合員の中でという形で話し合いとかですね、膝を突き合わせて、要は調整をしているというところでございますので、まだ、要は組合の中でやってるところで、現状はそういうところでございます。

○松崎さち委員 いや、今はそうだとすると、組合がこれから2月末にめどですよ……認可されたら、こういう話が進んでいくんじゃないんですか。7人の決定で決まると。

○都市計画部長 委員おっしゃるように、法律の最低の数でずっと言ってくれば、それで成立は確かにするのかも。一般的にいろんな会議、出席人数の要件があつて、そこに出席した人たちの可決の要件、それを一番少ない数で言ってくるとそうなりますのかもしれないです、数字的には。

ただ、前の議会の議案等説明会でもご説明させていただいておりますが、そういうことはなるべくし……なるべくというか、そういうのはしないように業務代行予定者が丁寧に、ただ先ほども言いましたけれども、同意を取れていない方ときちんきちんと説明をしてやっていくということではありますので、その7人で全部決まるんだっていうふうには、うちのほうは考えてございません。

以上です。

○松崎さち委員 それはその、ちゃんと説明をして、納得を得ない限りは進めない。そういう話なんですか。

○都市計画部長 そう言ってるわけではなくて、丁寧に説明をしていくということで、決して7人で数がそれだけで決めてしまうというふうには言ってないと。業務代行予定者は、丁寧に、きちんとご理解を得てやっていきたいというふうに言っておりますというふうに説明させていただきました。

○松崎さち委員 幾ら丁寧に説明されても、納得いかないケースがあるんじゃないかと思うんですよね。

私、ちょっと地権者の方からお話を伺ったんですけども、今、農業やってらっしゃる方なんです。

これですね、提案されてる土地利用計画図ですと、これは都計審に出てきた資料なんですけど、低層住宅地ってされてところが北側のちょっと1歩。医療センターのすぐ隣。1歩ぐらい。それから、これ、駅ですね。東葉高速鉄道のこの高架の本当に東側の一部。ここしかないんだと。農業やりたい方がね、移られるとしたら。

なんだけれども、この北側のほうというのは非常に日当たりが悪い場所で、そもそも農業には向かない場所になっている。それで、じゃ、南側に移れるのかっていうと、その方、農家ではないので、残念ながら。家庭菜園されてる方なんです。そうはいっても結構大きな規模でやってらっしゃるんですけども、だからそこに行けるかっていうと、行けない……行けなさそうだと、どうやら。だから、本当に変な場所しか、農業ができないような場所にしかどうも行けないような感じだということが分かってきたということなんですよ。

減歩が40……40%以上も減歩されるっていうことにもそもそも納得いかないっていう話なんですけども、本来だったら、この事業……この事業がね、あるなんてね、思わなかったもので、ずーっと農業やっていきたいと思っていたと。自然も本当にあるとこだし、残していきたいっていうふうに思ってたんだけど、こうやって区画整理がやっしまわれ……やっしまわれると、一気に進められちゃうわけですよ。日当たり悪いところで農業続ける

しか、もう道がなくなっちゃうわけですね。そういうような、一つ一つの事情っていうのをちゃんと把握していくべきじゃないかっていうふうにすごく思うんですけども、いかがですか。

○都市政策課長 それにつきましては、それぞれ地権者の皆様と換地設計を進めていく、要は自分の土地をどこに持っていきたいというところですね。それを丁寧にこの業務代行予定者がそれぞれの皆さんの意見を聴取しながら決めていきますので、この、今ご覧いただいている土地利用計画図の中での低層の住宅地というふうに書いてあるところにしか畑ができないというわけではございません。それも含めて、皆さんの、それぞれの地権者の皆様の意見を聞いた中でこの換地設計をしていくという。どこに移りたいかというところの希望を聞いた中で進めていくという形になりますので、日陰のところには土地があてがわれないというわけではないというふうに考えております。

以上でございます。

○松崎さち委員 業務代行予定者が非常に理性的にやるであろうっていうようなお話なんですけど、株式会社の方ですから、利益に……会社の利益に反するようなことはできないんですよ。株主の……株主への責任があるんですから。公務員とは全く違う立場なわけです。そこにお任せしてれば大丈夫っていうふうな話は、本当に通じないっていうふうに思います。

これからね、民間の区画整理だから、組合ができた後、後は知らないよって、本当に、わけにはいかないっていうふうに思います。さっきも申し上げましたが、駅も医療センターも移転するっていうことをね、ちゃんとかう……あつ、違います、ちゃんとじゃない。そういうことをやってる。公金を出して、メディカルタウン構想って、そもそも市長の公約ですから、非常に政治的。行政が推し進めなかったら、ここまで行かなかったわけですよ。その責任があるわけですから、反対してる人たちのちゃんと理由、全部把握して、その人たちが本当にどういうふうになっていくのか、最後まで責任持っていくべきだと思いますけども、これ、もう最後にご見解を

伺っておきます。

○都市政策課長 今後進めていく中で、業務代行予定者とも意見交換など私たちも行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○松崎さち委員 意見交換やって、いや、それは駄目ですって言われたら、それで引き下がることはしないってことですか。

○都市政策課長 あくまでもこの事業につきましては組合施行の土地区画整理事業でございますので、地権者の皆様方の意向を……に沿ったもので進めていくという形にはなりますので、私たちもやはり意見を言えるところは言うことも可能かとは思いますが、やはり主導が組合という形になっておりますので、そのところは全てが意見を申すことができるというわけではないというふうに考えております。

○松崎さち委員 やっぱ船橋市がこれだけ推進しておいて、組合施行だからそこは分かりませんなんていうのはね、本当に無責任極まりないなっていう印象を改めて持ちました。合法的なね、地上げをね、お助けするっていうことですから、これはやっぱり自治体として住民の福祉増進が使命っていう自治体としてやるべきじゃないなっていう、本当にそのことを強く指摘いたします。

以上です。

○委員長（小平奈緒） ほかに質疑はありますか。

○朝倉幹晴委員 先ほどのご説明……ご説明の中で、市の負担がこの区画整理事業に関しては56億円ということでした。

それに新駅の話と医療センターの移設が合わさりますので、それを市議会がどう……同意するかどうかは慎重に、いろいろ市全体のことを考えながら判断すべきだと思います。

質問なんですけど、この2ページのところの浄水、ガス等供給処理施設の、上水道と下水道と電気・通信は現状がどうなってるのかというのが分かるんですが、ガスについては中圧管が埋設してとだけ書いて、沿道のサービス施設などは、現状はプロパンを利用してると考えてよろしいんでしょうか。つ

まり都市ガスではなくてプロ……現状だとプロパンですよ。ということですか。

○都市政策課長 はい、そのとおりでございます。

○朝倉幹晴委員 そうですよ。

引き続いて、今後の計画の11ページのほうなんですけど、これ、この計画がそのとおりいったとした場合の想定でちょっと質問させていただくんですが、ガスについては地区全体に供給されるようにガスせい……施設を整備するっていうことなんですけど、これは先ほど2ページにあった中圧管から接続して区域内に都市ガスを全体へ供給するという方向だと考えてよろしいんですか。

○都市政策課長 はい、そのとおりでございます。

○朝倉幹晴委員 そうですよ。

プロパンと都市ガスを比べると、都市ガスのほうがメタンですので、単位熱量当たりのCO₂発生が少ないので、やはり都市ガスに換えていったほうがいいと思うんですけど、このガスの施設の整備については、技術的にはこの中圧管を使えば比較的やりやすいと考えていらっしゃるんですか。

○都市政策課長 すいません、ガスのことですので、ちょっと詳細のところはちょっと把握できてないんですけど、中圧管、あとはそれぞれ各戸に、要は供給する管を埋設していくという形になると考えております。

以上です。（朝倉幹晴委員「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（小平奈緒） ほかに質疑はありますか。

○松崎さち委員 すいません、さっきの方の件で意見付け加えておきますけども、その地権者の方は単純に自分だけが農業楽しもうと思ってるんじゃないくて、高齢の方々なんかはね、そういう自然に親しめるような、農業に携われるような、そういう場づくりにもしていきたいっていうね、そういう希望を持っていちゃるんですよ。まちづくりっていうことで、よくそういうことをね、推奨していこうって言われているし、そういうね、ボランティア精神のあるような方のね、希望をね、本当に壊すようなことに、今進もうとしてるっていう、そのことをよく皆さんも考えていただきたいっていうふうに思

います。

以上です。

○委員長（小平奈緒） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平奈緒） では、以上で質疑を終結します。

以上で、本件を終了します。

以上で、本日予定した議題は全て終了しました。

ほかに、皆さんから何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平奈緒） なければ、以上で、本委員会を散会します。

14時20分散会

〔出席委員〕

委員長 小平奈緒（自由市政会）
副委員長 浅野賢也（新楓）
委員 川井洋基（市民民主連合）
朝倉幹晴（市民民主連合）
松橋浩嗣（公明党）
大矢敏子（自由市政会）
米原まさと（飛翔）
杉川浩（創風ふなばし）
滝口宏（創風ふなばし）
松崎さち（日本共産党）

〔傍聴議員〕

坂井洋介（日本共産党）

〔説明のために出席した者〕

御園生環境部長
齋藤環境政策課長
鈴木建設局長
村田都市計画部長
杉原都市政策課長（参事）
高橋都市計画課長
竹田都市整備部長
吉川公園緑地課長
木村道路部長
鈴木道路管理課長

蒔田道路維持課長

植田下水道部長

長谷川下水道河川計画課長

岡井下水道河川管理課長

岩渕建築部長

細川建築指導課長

磯野学校教育部長

高橋保健体育課長

岩田児童・生徒防犯安全対策室長

その他 課長補佐、係長

〔議会事務局出席職員〕

委員会担当書記 深澤議事課長補佐
杉原議事課主任主事